

住宅向け外部給電装置設置費補助金

令和3年4月1日以降に契約・設置したものが対象



電動車の普及と、災害時の在宅避難の電源確保を目指して、電動車からの外部給電機能を活用して、住宅内の特定回路に電力を供給できる装置を設置した場合の費用の一部を補助します。

対象要件

下記①から③をすべて満たすもの

- ①豊田市内に住所を有する人
- ②市税を滞納していない人
- ③申請者が自ら居住する住宅であり、設置費用を支払っていること

注意

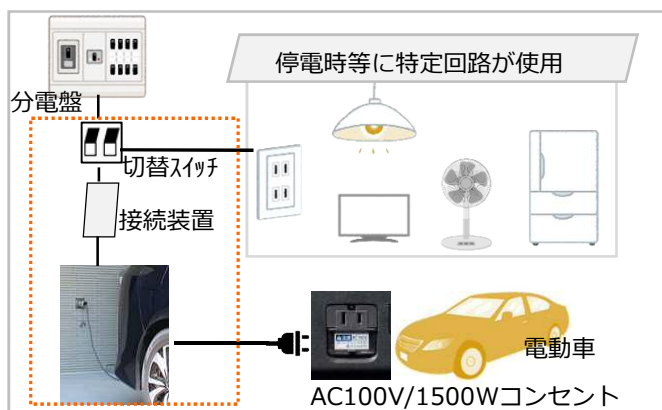
- ・ 1人1回までとなります。
- ・ 令和3年4月1日以降の契約・設置したものが補助対象です。
- ・ 対象設備の保証開始日※又は支払い完了日のいずれか遅い方から2か月以内の申請である。ただし、令和4年3月31日より後には申請できません。
※保証開始日：（新築の場合）建物全体の保証書に記載されている引き渡し日
（既築の場合）装置の保証書に記載されている工事完了日

補助対象の給電装置

電動車に搭載されるAC100V/1,500Wコンセントから、直接、住宅内特定回路へ電力を供給できる装置

その他、下記①から⑤をすべて満たすもの

- ①安全性能として、地絡検出と屋内電路の漏電遮断機能を備えた装置
- ②未使用のもの
- ③製品保証があるもの
- ④取扱説明書があるもの
- ⑤V2H充放電設備でないもの



補助金額

設置費用（装置を構成する部品+工賃。消費税含む）の5分の1（1,000円未満切り捨て）

ただし、上限50,000円まで

- ・ 補助金の予算額に達した場合は終了となります。

補助金申請から交付までの流れ



(1) 当該補助の対象となる給電装置を設置した住宅の購入又はリフォームの実施

(2) 申請書（補助金交付申請書兼実績報告書）を環境政策課（補助金窓口）へ提出

● 申請書は、環境政策課補助金窓口、市ホームページから入手できます。

- 【添付書類】
- ①事業詳細説明書（様式第2号）
 - ②補助対象経費が明記されている書類の写し（売買契約書、注文書など）
 - ③補助対象経費に係る領収書の写し（ただし、分割払いにより給電装置を購入した場合は、分割払いに係る契約書の写し）
 - ④保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類）
 - ⑤給電装置の設置がわかる写真
 - ア 非常時給電装置を設置した住宅の全景写真
 - イ 装置の設置状態が確認できる写真
 - ⑥市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
 - ⑦その他必要な書類（上記書類で対象要件が確認できない場合に求めることがあります。）

このときに（4）請求書と通帳又はキャッシュカードの写しを一緒に提出いただくと、申請手続きが一度で終わりますので、便利です。

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

(3) 通知書（補助金交付決定兼確定通知書）が郵送で到着

● 申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 請求書を環境政策課（補助金窓口）へ提出（2）申請書と一緒に提出することも可

● 通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

(5) 補助金が指定口座に振り込まれます。

● 申請日から概ね1か月半～2か月後に振り込みとなります。

◆ 問合せ ◆ 豊田市環境政策課（補助金窓口）
（環境センター1階）

〒471-8501 豊田市西町3-60

電話：0565-41-7391

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

月～金曜日の平日 午前9時00分～午後4時45分

